

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

令和8年8月31日

問い合わせ先

(所属) 自動車技術安全部整備課

(担当) 堀本・谷

(電話) 06-6949-6453



てんけんくん

忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検 ～ 点検整備やらないと ～



つなぎちゃん

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化や故障が生じます。不具合や故障等のトラブルを未然に防ぎ、環境に優しいドライブを実現するためには、自動車ユーザーひとりひとりの、点検・整備への意識向上が欠かせません。

近畿運輸局では、特に9月・10月を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として、自動車ユーザーへの啓発を重点的に行います。

【近畿地区の取り組み】

近畿運輸局各支局は、近畿地区自動車整備連絡協議会と協力し、道の駅等を「点検・整備推進Car」で巡ります。各地では自動車ユーザーへ啓発グッズ等を配布し、点検整備の重要性を啓発することとしています。各府県の活動予定は別紙のとおりです。



昨年の点検・整備推進Carでの活動の様子

点検・整備推進Carの活動状況の様子は、X（旧Twitter）「近畿運輸局自動車整備」で随時お知らせします。

Xアカウント：@kinki_unyukyoku

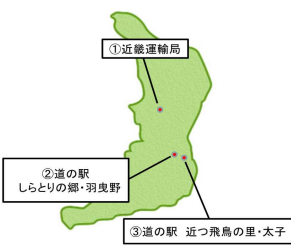
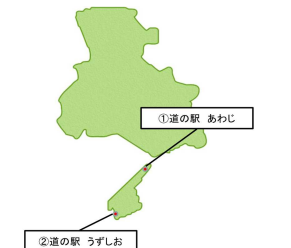
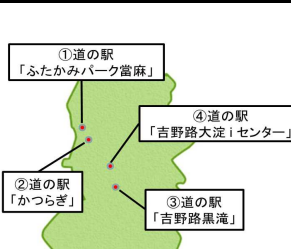
※この他の取り組みは令和8年度自動車点検整備推進運動強化月間実施細目のとおりです。

配付先：青灯クラブ/陸運記者会

令和8年度 点検整備推進Carによる啓発活動予定 (①)

(別紙)

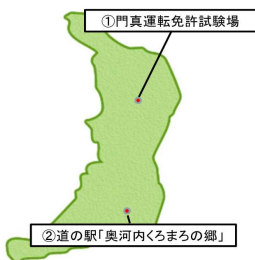
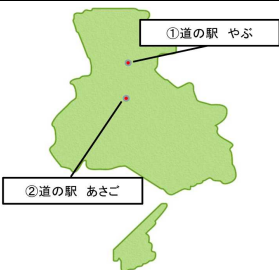
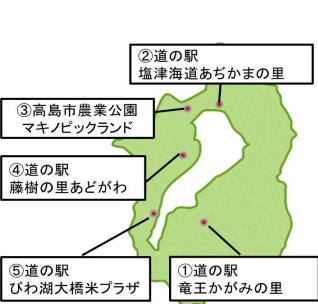
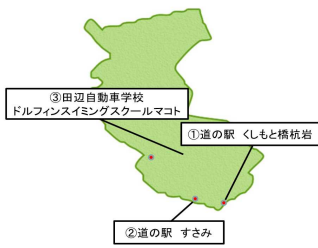
啓発活動は30分～1時間を予定しており、交通の状況により開始時間が変わる可能性があります。

大阪府		①	近畿運輸局 出発式 大阪市中央区大手前4丁目1番76号	R8.9.2 (水)	11:00	出発式	
		②	道の駅「しらとりの郷・羽曳野」 大阪府羽曳野市埴生野975-3	R8.9.2 (水)	12:30～		
			道の駅「近つ飛鳥の里・太子」 大阪府南河内郡太子町山田2254-3	R8.9.2 (水)	14:50～		
京都府		①	道の駅 丹後王国「食のみやこ」 京都府京丹後市弥栄町鳥取123	R8.9.26 (土)	10:30～	マイカー点検フェスタ inたんご2026	
兵庫県		①	道の駅「あわじ」 兵庫県淡路市岩屋1873-1	R8.9.30 (水)	10:00～		
		②	道の駅「うずしお」 兵庫県南あわじ市福良丙947-22	R8.9.30 (水)	11:30～		
奈良県		①	道の駅「ふたかみパーク當麻」 奈良県葛城市新在家402-1	R8.9.7 (月)	10:00～		
		②	道の駅「かつらぎ」 奈良県葛城市太田1257	R8.9.7 (月)	11:10～		
			道の駅「吉野路黒滝」 奈良県吉野郡黒滝村長瀬22	R8.9.10 (木)	10:30～		
		④	道の駅「吉野路大淀iセンター」 奈良県吉野郡大淀町芦原536-1	R8.9.10 (木)	13:00～		
滋賀県		①	道の駅「竜王かがみの里」 滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1231-2	R8.9.29 (火)	9:30～		
		②	道の駅「浅井三姉妹の郷」 滋賀県長浜市内保町2843	R8.9.29 (火)	11:30～		
			高島市農業公園マキノビックランド 滋賀県高島市マキノ町寺久保835-1	R8.9.29 (火)	13:20～		
		④	道の駅「藤樹の里あどがわ」 滋賀県高島市安曇川町青柳1162-1	R8.9.29 (火)	14:15～		
			道の駅「びわ湖大橋米プラザ」 滋賀県大津市今堅田3-1-1	R8.9.29 (火)	15:25～		
		和歌山県		①	道の駅「かつらぎ西（上り）」 和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東1271-28	R8.9.10 (木)	10:00～
②	道の駅「柿の郷くどやま」 和歌山県伊都郡九度山町入郷5-5			R8.9.10 (木)	11:00～		
	道の駅「ねごろ歴史の丘」 和歌山県岩出市根来2347-20			R8.9.10 (木)	13:00～		
④	道の駅「四季の郷公園」 和歌山県和歌山市明王寺479-1			R8.9.10 (木)	14:20～		

令和8年度 点検整備推進Carによる啓発活動予定 (②)

(別紙)

啓発活動は30分～1時間を予定しており、交通の状況により開始時間が変わる可能性があります。

大阪府		①	門真運転免許試験場 大阪府門真市一番町23-16	R8.10.7 (水)	9:50～	点検整備推進 街頭啓発活動
		②	道の駅「奥河内くろまろの郷」 大阪府河内長野市高向1218-1	R8.10.7 (水)	13:00～	
京都府		①	道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」 京都府相楽郡南山城村北大河原殿田102	R8.10.19 (月)	10:30～	
兵庫県		①	道の駅「やぶ」 兵庫県養父市養父市場1294-77	R8.10.1 (木)	12:00～	
		②	道の駅「あさご」 兵庫県朝来市多々良木213-1	R8.10.1 (木)	13:30～	
奈良県		①	木材振興センター あるぼーる 奈良県桜井市粟殿355	R8.10.25 (日)	10:00～ 15:00	さくらいオートフェスタ
滋賀県		①	道の駅「竜王かがみの里」 滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1231-2	R8.10.15 (木)	9:30～	
		②	道の駅「塩津海道あぢかみの里」 滋賀県長浜市西浅井町塩津浜1765	R8.10.15 (木)	11:30～	
		③	高島市農業公園マキノビックランド 滋賀県高島市マキノ町寺久保835-1	R8.10.15 (木)	13:20～	
		④	道の駅「藤樹の里あどがわ」 滋賀県高島市安曇川町青柳1162-1	R8.10.15 (木)	14:15～	
		⑤	道の駅「びわ湖大橋米プラザ」 滋賀県大津市今堅田3-1-1	R8.10.15 (木)	15:25～	
和歌山県		①	道の駅「くしもと橋杭岩」 和歌山県東牟婁郡串本町闇野川1549-8	R8.10.9 (金)	11:20～	
		②	道の駅「すさみ」 和歌山県西牟婁郡すさみ町江住808-1	R8.10.9 (金)	13:30～	
		③	田辺自動車学校 ドルフィンスイミングスクールマコト 和歌山県田辺市新庄町2070	R8.10.9 (金)	15:00～	

自動車点検整備推進運動

忘れない、
いつもの暮らしに
クルマの点検

点検整備
やらないと

安全と環境保全には、点検・整備が必要です

「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
日本自動車輸入組合
一般社団法人 日本自動車連盟（順不同）

一般社団法人 全国自家用自動車協会
公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人 全国レンタカー協会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

全国石油商業組合連合会
一般財団法人 自動車検査登録情報協会
公益財団法人 日本自動車教育振興財団
一般社団法人 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会

一般社団法人 日本自動車部品工業会
全日本自動車部品卸売協同組合
全国自動車電装部品整備商工組合連合会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会

日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会
全国オートバイ協同組合連合会

安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から。

日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけではなく、地球温暖化の原因であるCO₂の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

日常点検

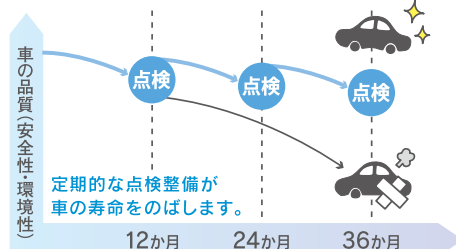
日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

定期点検

定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。

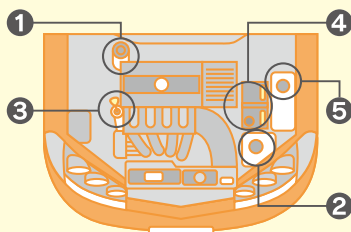
月日が経つと？（自家用乗用車）



マイカーを点検しよう! 日常点検 15 項目チェックシート

判定 ○ or ✕

日常点検 #01



エンジンルーム 5項目



① ブレーキ液の量

リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲（上限ラインと下限ラインとの間）にあるかを点検します。

☐ ☐


② 冷却水の量

リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲（上限ラインと下限ラインとの間）にあるかを点検します。

☐ ☐


③ エンジン・オイルの量

エンジンに付いているオイル・レベルゲージを抜き取り、付着しているオイルを拭き取ってからゲージをいっぱいにし込み、再度抜き取った際にオイルの量がオイル・レベルゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。

☐ ☐


④ バッテリー液の量

バッテリー液の量が規定の範囲（上限ラインと下限ラインとの間）にあるかを、車両を揺らすなどして点検します。

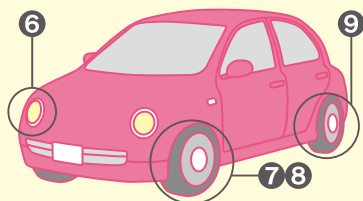
☐ ☐


⑤ ウインド・ウォッシャー液の量

ウインド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。

☐ ☐

日常点検 #02



クルマの周り 4項目



⑥ ランプ類の点灯・点滅

エンジン・スイッチを入れ、ランプ類の点灯・点滅具合が不良でないか、レンズなどに汚れや損傷がないかを点検します。

☐ ☐


⑦ タイヤの亀裂や損傷の有無

タイヤの亀裂や損傷の有無、タイヤに異物が付着したりかみ込んだりしていないかを入念に点検します。

☐ ☐


⑧ タイヤの空気圧

タイヤの接地部のたわみ具合を確認して、タイヤの空気圧が規定の範囲内であることを点検します。

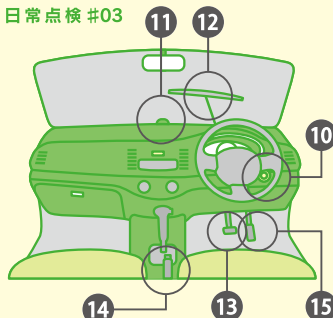
☐ ☐


⑨ タイヤの溝の深さ

タイヤの溝の深さが十分であることを、接地面のスリップ・サインを目印に点検します。スリップ・サインは、タイヤ側面の三角マークのある位置の接地面に現れます。

☐ ☐

日常点検 #03



運転席 6項目



⑩ エンジンのかかり具合・異音

エンジンが速やかに始動しスムーズに回転するか、またエンジン始動時やアイドリング状態で、異音がないかを点検します。

☐ ☐


⑪ ウインド・ウォッシャー液の噴射状態

ウインド・ウォッシャー液を噴射させ、ワイパーの作動範囲に噴射されるかを点検します。

☐ ☐


⑫ ワイパーの拭き取り能力

ワイパーを作動させ、低速および高速の各作動が不良でないか、ウインド・ウォッシャー液がきれいに拭き取れるかを点検します。

☐ ☐


⑬ ブレーキの踏み残りしろと効き具合

ブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みこたえが適当であることを点検します。

☐ ☐


⑭ 駐車ブレーキの引きしろ（踏みしろ）

駐車ブレーキをいっばいに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。

☐ ☐

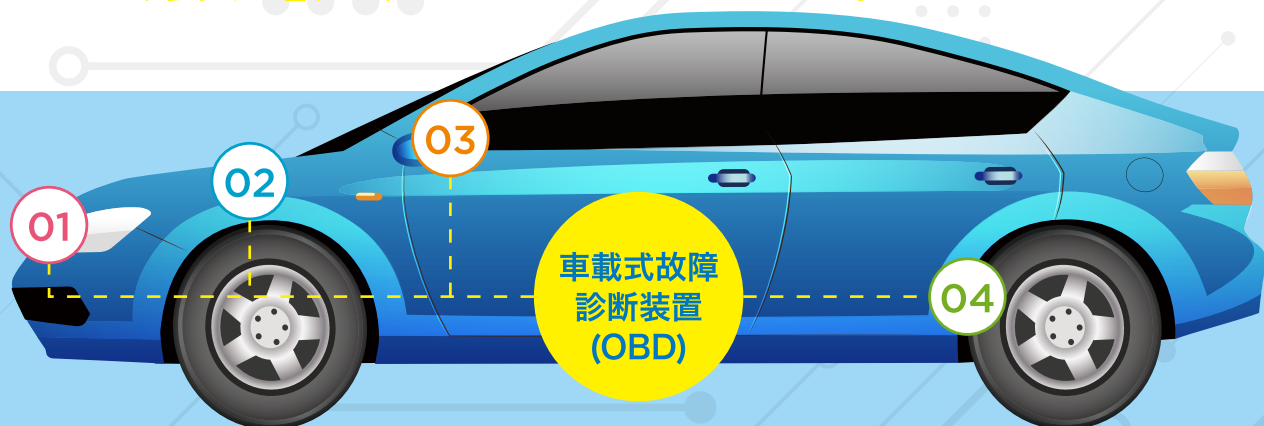

⑮ エンジンの低速・加速状態

エンジンを暖機させた状態でアイドリング時の回転がスムーズに続くか、また、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っかかりがないか、スムーズに回転するかを走行するなどして点検します。

☐ ☐

※自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

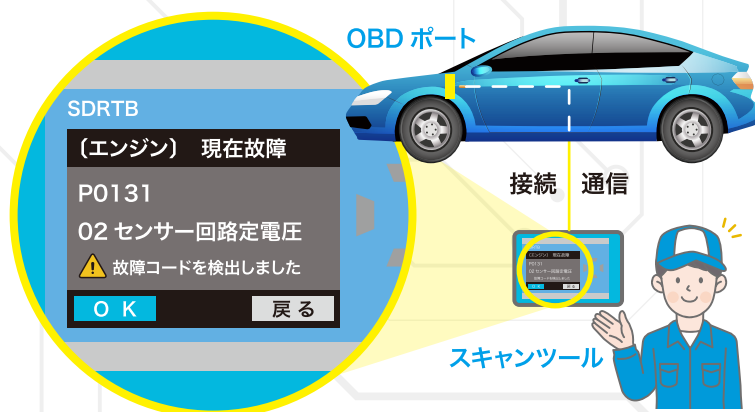
くるまのコンピュータ 点検していますか？



これらの装置は、令和 3 年 10 月から、
1 年毎の「OBD 点検」が義務付けられています。※

※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外

OBD 点検の概要



「スキャンツール」を OBD ポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況（故障コード）を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD 点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置 (OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であることを確認する機器。



エンジンや ABS※等、従来から搭載されている装置も、ほとんどが電子的に制御・管理されるようになっていますが、装置の不具合により下記のような事故が起きています

※ABS(アンチロックブレーキシステム)は、急ブレーキの際にタイヤが完全に止まり滑って制御が効かない状態(ロック状態)になるのを防ぐため、ブレーキにかかる油圧(効き具合に直結)をコンピュータで制御するシステムのこと

事故の概要

走行中急ブレーキをかけたところ、一度は **ABS が作動したがすぐに機能が停止し**、十分に減速ができず、ハンドル操作も効きづらくなったため、**側壁及び道路標識に衝突した**



調査の結果

スキャンツールをつないだところ、ブレーキオイルの油圧低下の**故障コードが検出された**。油圧低下により ABS が作動を停止してタイヤがロック状態となり、ブレーキ性能を十分に発揮できなかったことで事故につながったと推定される



このような不具合は、**OBD 点検**により**事前に検知し、整備することが可能です**。地方運輸局の認証を受けた整備工場で**スキャンツール**を使用した

OBD 点検を受けましょう!

※診断の対象となる識別表示を目視により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



ご不明点があれば、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



国土交通省

協力：自動車点検整備推進協議会

大型自動車（事業用・自家用）に乗られる皆さんへ

重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を！

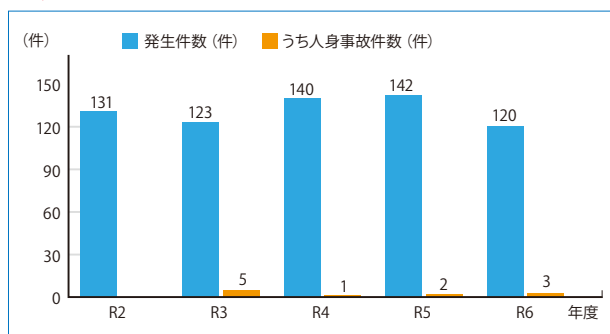
大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。

日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、ご協力をお願いいたします。

大型自動車の車輪脱落事故



事故件数は、高止まりの状況



歩行者にぶつかれば
大事故になりかねません



車輪脱落事故啓発動画より（R2. 国交省作成）



車輪脱落のことが
詳しくわかります



動画 URL

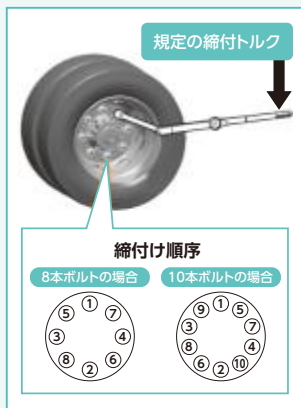
以下に特にご留意を！

※ISO規格の例のみ示しています

日常点検時

●増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると
初期なじみにより締め付け力が低下します。
50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。

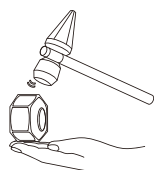


●ゆるみの確認

いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検

○点検ハンマ



ナットが締る方向に叩く

目視点検

○ホイール・ナットへのマーキング

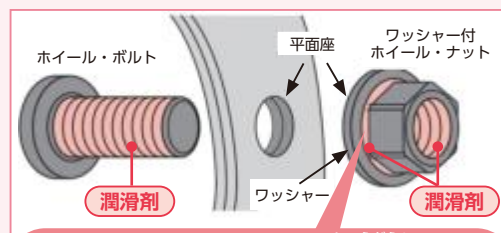


○ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類の装着

車輪脱着時

●清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所に潤滑剤（エンジンオイル等）を薄くぬってください。



ナットとワッシャーの間（摺動部）に、潤滑剤を忘れず塗ってください！

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を！

車両火災 事故



事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません

下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

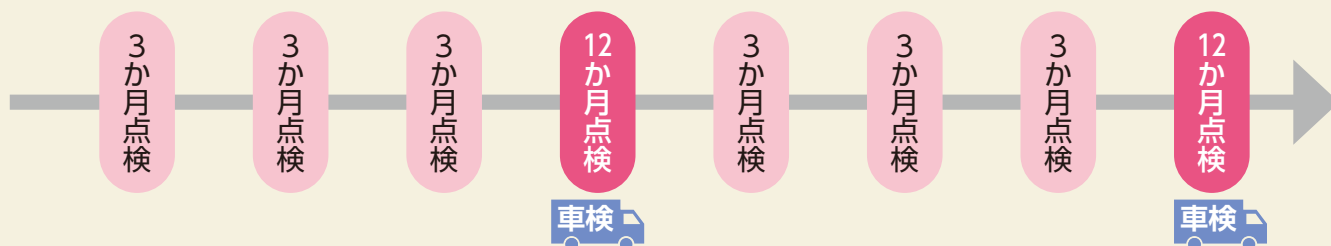
車両火災のことが詳しくわかります

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症 状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準 (令和2年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反>：警告 ～ 5日 × 違反台数
<再違反>：3日 ～ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反>：警告 ～ 10日 × 違反台数
<再違反>：5日 ～ 20日 × 違反台数

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国自家用自動車協会 公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
一般社団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済農業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備商工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会 (順不同)



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点 検 ・ 整 備

検 索

www.tenken-seibi.com

令和8年度 自動車点検整備推進運動強化月間実施細目

近畿運輸局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

※広報活動の際は、可能な限り、「自動車点検整備推進運動」という名称、並びに国土交通省及び協議会で作成するキャッチコピー・ロゴを使用すること。

(1) イベント等の実施

近畿運輸局、近畿運輸局管内各運輸支局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、近畿運輸局管内各自動車検査登録事務所及び神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所（以下、「各運輸支局等」という。）は、

- 近畿地区協議会構成団体が開催するイベント（登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。以下同じ。）が円滑に実施されるようバックアップする。
- 近畿地区協議会構成団体の協力を得ながら、イベント来場者等を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（別添2に従って実施）を行う。

近畿地区協議会構成団体は、

- 地域の実情等を踏まえ、次の内容を参考にしつつ、より多くの使用者に点検・整備の必要性や重要性が伝わる地域イベントの開催に努める。
- ・日常点検を実施しない使用者に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカー点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、誰もが容易に実施できる内容であることをPRする。
- ・定期点検を実施しない使用者に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを見せながら、定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検と定期点検整備の違いや車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。その際、別添3の資料も参考とする。

自販連等自動車販売に関わる団体は、

- 自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等の実施に努め、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。このとき、大型車の使用者にも啓発するように努める。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

各運輸支局等、近畿地区協議会構成団体、機構¹、軽検協²及びNASVA³は、

- 本省で作成するポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口等へ備え置き、又は配布する。自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。

各運輸支局等は、

- 次のツールを活用した広報・啓発を、それぞれ[]内の団体の協力を得ながら積極的に実施する。
 - ・マスメディア等（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む。特に、10代から30代の若者世代に焦点）[近畿地区協議会構成団体]
 - ・啓発ワッペン及びのぼり[機構、軽検協、管内各府県自動車整備振興会]
 - ・公共施設、競技場等の掲示板
 - ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示[近畿バス団体協議会]
- 近畿地区協議会による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。

各運輸支局等及び近畿地区協議会構成団体は、

- 庁舎の館内放送、イントラネット等によって、団体や所属職員等（可能であれば訪問者も含む）が所有する自動車の確実な点検・整備の実施を呼びかける。

各運輸支局等は、

- 各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、利用者の目につきやすい場所へのポスターの掲示やデジタルサイネージの使用、チラシの配布について協力を要請する。
- 各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。
- 令和3年10月に追加した点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを申請窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。

近畿地区協議会構成団体は、

- 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。その際、協議会で設置したホームページサイトも積極的に広報する。

¹ 独立行政法人自動車技術総合機構

² 軽自動車検査協会

³ 独立行政法人自動車事故対策機構

近畿地区自動車整備連絡協議会、自販連近畿ブロック協議会、一般社団法人近畿トラック協会、近畿バス団体協議会、日本自動車タイヤ協会近畿支部は、

- 国土交通省や連絡会⁴で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置き、又は配布する。

機構及び軽検協は、

- 継続検査の際に定期点検整備未実施だった使用者に対し、各運輸支局等と連携して、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

近畿地区自動車整備連絡協議会は、

- 定期点検整備の必要性和保守管理の重要性について説明した動画を活用し、使用者への啓発に努める。
- 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

(3) 講習等の実施

各運輸支局等、近畿地区協議会構成団体は、互いに協力しながら、

- 講習・出前講座を実施する。
- 点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施する。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

各運輸支局等は、近畿地区協議会構成団体の協力を得ながら、

- 整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故や車両火災事故等を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別添3の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用し、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。
- 自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。
- 運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「事業用自動車総合安全プラン2030」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」」（以下、車輪脱落事故防止緊急対策）に基づく適切なタイヤ脱着作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示する。

⁴ 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

近畿地区自動車整備連絡協議会、自販連近畿ブロック協議会、一般社団法人近畿トラック協会、近畿バス団体協議会、日本自動車タイヤ協会近畿支部は、

- 大型車の使用者からタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業の依頼を受ける傘下事業者に対し、車両の引き渡し時等において、使用者に「50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めの実施が必ず必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの確実な実施について周知するよう努める。
- 傘下事業者に対し、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載するよう指導する。

(5) 出前講座等の実施

各運輸支局等は、

- 自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

各運輸支局等は、近畿地区協議会構成団体の協力を得ながら、

- 自動車整備士養成施設等に赴き、別添3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

2. 使用者に対する調査・指導等

(1) 街頭検査等での啓発・指導

各運輸支局等、機構及び軽検協は、

- 近畿地区協議会構成団体の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い、点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄（記入欄・余白を含む。）及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対して、定期点検整備の確実な実施を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となる可能性があるため、剥がすよう指示する。

各運輸支局等は、

- 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策2.（2）④に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。
- 近畿地区協議会構成団体と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。
 - ・運送事業者の事業用自動車を対象とした、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。

- ・特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とした、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置(例: エア・クリーナ・エレメント等)の点検・整備を実施する。

各運輸支局等は、

- 冬用タイヤの交換時期等をとらえて街頭検査を実施し、車輪脱落事故防止緊急対策に基づく適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動に努める。

(2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

各運輸支局等は、

- 前検査でユーザー車検を受けようとする使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う（別添4に従って実施。）。
- 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両の使用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。
- 確実な定期点検整備の励行を促進するため、継続検査時の点検整備実施状況について、自動車検査証備考欄への記録や検査標章裏面への記載により、使用者へ周知する。

(3) 公用車の定期点検整備実施の徹底

各運輸支局等は、

- 各運輸支局等が保有する公用車について、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底を図る。

3. 地方独自の実施事項等

各運輸支局等は、近畿地区協議会、近畿地区自動車整備連絡協議会及び管内各府県自動車整備振興会の協力のもと、「点検・整備推進 Car（点検・整備啓発ラッピング車）」を運行し、点検・整備励行の広報活動を行うとともに、各運輸支局等及び近畿地区協議会で組織する「キャラバン隊」を結成し点検・整備の重要性を訴える周知活動を行う。